

各県立学校長 様

教 育 長

新型コロナウイルス感染症に係る感染流行時の学校の対応について（通知）

日頃から新型コロナウイルス感染症をはじめ、学校における感染症対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、令和5年5月8日に感染症法上の5類感染症に位置付けが変更されたところですが、学校教育活動の継続を前提とした上で感染拡大を防止していくためには、学校において、感染状況に応じた感染症対策を適切に講じることが重要となります。特に、感染流行時の対策については、学校において感染が拡大するおそれがある状況を的確に捉え、必要に応じて速やかに実施することが必要です。

については、ガイドライン及び衛生管理マニュアルにおける「感染流行時等」の感染対策について、下記のとおり取扱うこととしますので、確認の上、適切に対応願います。

また、感染流行時への移行等については、該当する状況が発生した場合、別途通知の上、速やかに移行しますので、感染状況が落ち着いている平時から、感染流行時の対応（校内の連絡体制等含む）について検討していただくようお願いします。

なお、下記は全県的な対応を示すものであり、各学校において感染が拡大、又は拡大するおそれがある状況が生じた場合などにおいて一時的に活動場面に応じた感染対策を実施することを妨げるものではありません。

記

1 感染流行時への移行と対応について

(1) 移行時期

以下の①又は、②を満たした場合

①公立学校（さいたま市を除く。）における1日の新規学級閉鎖措置件数が50件以上となった場合

②感染が増加傾向にあり、本県の定点医療機関における報告数が定点当たり10人以上となった場合

(2) 移行後の対応

ア 児童生徒の新規陽性者数の報告

対応	・アンケートシステムにより、 <u>一週間分の新型コロナウイルス感染症新規陽性者数を報告（翌週火曜日15時まで）</u>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>陽性判明日・発症日等に関わらず、期間中（一週間）に学校が把握した児童生徒の新規陽性者数を集計・報告</u> ・移行時期に該当した日以降の最初の月曜日から開始 ・高等学校は課程ごと、特別支援学校は本校と分校は別に報告

(例)

- 6月28日（水） …感染流行時への移行に関する通知の発出
↓（学校の対応）
7月 3日（月）～ 9日（日） …新型コロナウイルス感染症陽性者数の集計
7月11日（火）15時まで …前週分の陽性者数の入力

イ 学校における感染症対策

対応	<p>学校の状況を踏まえ、必要に応じて以下の<u>活動場面に応じた感染症対策を検討・実施</u></p> <p>①活動場面（授業・行事等）に応じて、身体的距離の確保、「近距離」「対面」「大声」での発声や会話を控えること等の対策の実施</p> <p>②教職員や児童生徒へのマスク着用の推奨</p>
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・感染症対策を実施する場合は、学校内での感染状況を踏まえ、学級や学年単位など必要な範囲及び活動に留めるものとする ・身体的距離の確保については、児童生徒等の間隔に一律にこだわるのではなく、換気を組み合わせることなどにより、現場の状況に応じて柔軟に対応すること ・マスク着用の推奨する場合であっても、マスク着用を強いることがないよう十分留意すること

2 「感染流行時」から「平時」への移行について

学校の新規陽性者報告数、臨時休業措置件数、定点医療機関における報告数等を総合的に勘案し、通知する。

3 その他

- (1) 上記1及び2については、該当する状況となった場合には、別途通知します。対応の詳細等は改めて各通知を確認の上、対応願います。
- (2) ガイドラインや衛生管理マニュアルを参照の上、各学校における感染流行時における対応（校内の連絡体制等含む）について予め検討願います。

<p>担 当 県立学校部保健体育課 健康教育・学校安全担当</p> <p>電 話 048-830-6963</p> <p>mail a6960-13@pref.saitama.lg.jp</p>
--